

教 社 第 4 0 1 号
令和 7 年 1 月 3 0 日

習志野市社会教育委員長 様

習志野市教育委員会

習志野市文化振興計画の策定について（諮問）

社会教育法第 17 条第 1 項第 2 号の規定により、「習志野市文化振興計画」の策定について、社会教育委員の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

「習志野市文化振興計画」の策定について

2. 計画策定の趣旨

現行の「習志野市文化振興計画」は本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら市民の想像力と感性を育み、心豊かなまちを形成するとともに本市の文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間を計画期間として策定した。

この間、新型コロナウイルスの世界的流行により各種イベントの延期・中止が相次いだほか、施設が休館となるなど、文化・芸術の分野においても多大なる影響があった。市民にとっては、鑑賞機会や文化活動への参加機会が減少することとなり、本計画の掲げる「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を実現する上で少なからず支障があったと考える。

一方で、『コロナ禍』により、文化・芸術が果たす役割が再認識され、新しい生活様式に沿った文化・芸術活動として、インターネット配信や VR 技術などデジタル技術を活用した取り組みが急速に普及した。

また習志野市では、昭和 53 年の開館より 40 年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが、地区再開発の影響と老朽化のため令和 4 年度末を以て長期休館となった。ホールの再整備までの間、従来のホールを中心とした文化振興の取り組みから、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより振興施策の充実を図ることが必要となる。

以上を鑑み、市民アンケートや文化団体とのヒアリングなどを通じて、現行期間の取組と総合指標の達成度等を図り、その成果を踏まえつつ、本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、今後の必要な施策と取り組みを位置付けるため令和 8 年度から令和 15 年度を計画期間とする次期計画を策定する。